

目 次

第1回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第1回大宜味村議会臨時会会議録（2月12日）	3
第1回大宜味村議会臨時会会議録（2月13日）	9

第1回大宜味村議会臨時会会議録
(会期日程表)

開会 昭和60年2月12日

会期2日間

閉会 昭和62年2月13日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
2月12日	火	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第1号～議案第14号 提案説明
2月13日	水	本会議	午前10時	議案第1号～議案第14号 質疑、討論、採決 議案第77号、提案説明 閉 会

第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和60年2月12日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和60年2月12日 午前10時00分)

延 会 (昭和60年2月12日 午後4時10分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	新城 繁正 君	総務課長	崎山 勝正 君
助 役	仲村 順三 君	厚生課長	照屋 林克 君
収入 役	金城 清 君	税務課長	稲福 吉昭 君
教 育 長	平良 作義 君	教育委員会 総務課長	高江洲 修 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 稲福 幸三 君 係 長 前田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1号 会議録署名議員の指名

日程第2号 会期の決定

日程第3号 議案第1号 エーガイ林道開設工事請負契約の変更について

日程第4号 議案第2号 謝名城林道開設工事請負契約の変更について

日程第5号 議案第3号 塩屋漁港第一護岸工事請負契約の変更について

日程第6号 議案第4号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7号 議案第5号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第8号 議案第6号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第9号 議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第10号 議案第8号 大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第11号 議案第9号 昭和59年度大宜味村一般会計補正予算

日程第12号 議案第10号 昭和59年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

日程第13号 議案第11号 昭和59年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算

日程第14号 議案第12号 昭和59年度大宜味村老人保健特別会計補正予算

日程第15号 議案第13号 大宜味村職員の給与に関する条例

日程第16号 議案第14号 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例

日程第17号 昭和59年議案第77号 大宜味村課設置条例

7. 会議に付した事件

日程第17号 昭和59年議案第77号を除く全日程。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

よって、昭和60年大宜味村議会第1回臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により議長において、11番山川正行君、12番前田貞四郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時16分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日から2月13日までの2日間といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

3番退場。（午前10時17分）

日程第3 議案第1号から日程第16 議案第14号までを一括議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 本議会に提案いたしております議案について説明いたしたいと思ひます。

議案第1号、工事の設計変更によりまして3,130千円を増額いたしまして契約変更をしたいということです。

議案第2号、本件につきましても前号同様470千円を増額いたしまして契約変更をしたいということです。

議案第3号、これにつきましても前号同様でして599千円を増額したいということです。

最近の経済事情に鑑み、報酬の額を改正する必要があるまして、議長166,950円を181,000円に、副議長138,330円を150,000円に、委員長133,560円を145,000円に、議員128,790円を140,000円に改正したいと思ひます。

議案第5号、最近の経済事情に鑑み報酬及び月額額を改正し、又、日額報酬については近隣村の額を考慮して据え置いております。41,000円を45,000円に、35,000円を38,000円に、42,000円を46,000円にそれぞれ改めたいと思います。

議案第6号、提案理由につきましては1号議案と同様でありまして、村長477,000円を516,000円に、助役386,370円を419,000円に、収入役362,520円を393,000円に改めたいと思います。

議案第7号、提案理由につきましては前号同様でして、教育長の給料を362,520円を393,000円に改めたいと思います。

議案第8号、最近の経済事情に鑑み、職員の給料及び扶養手当の額を改正する必要があると提案いたしております。内容につきましては後程詳しく説明を申し上げます。

議案第9号、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,233千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,949,817千円とする。

(朗読して説明に代える。)

なお、内容につきましては各担当課長から説明いたさせます。

議案第10号、予算総額に変わりはなく予備費から176千円を充当したいと思います。

(朗読して説明に代える。)

内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

議案第11号、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ533千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,763千円とする。

(朗読して説明に代える。)

内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

議案第12号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,710千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149,976千円とする。

(朗読して説明に代える。)

内容につきましては担当課長から説明いたさせます。

議案第13号、職員の給与等を現行の通し号給制度から等級別給与制度へ移行して、地方公務員法第24条の趣旨である職務給の原則及び均衡の原則を図っていきたいということで提案いたしております

なお、内容につきましては助役或いは担当課長から詳しく説明いたさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第16 議案第14号、現業職員の給与等に関する条例が従来ございませんので、新しく制定したいということで提案しています。この条例につきましても助役或いは担当課長から

説明いたさせますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 3番入場。（午前10時50分）

休憩いたします。

休 憩（午前10時51分）

再 開（午後4時09分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦勞さんでした。

延 会（午後4時10分）

第1回大宜味村議会臨時会会議録

(第2号) 昭和60年2月13日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和60年2月13日 午前10時00分)

閉 会 (昭和60年2月13日 午後2時25分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	新城 繁正 君	総務課長	崎山 勝正 君
助 役	仲村 順三 君	厚生課長	照屋 林克 君
収入 役	金城 清 君	経済課長	平良 晋 君
教育 長	平良 作義 君	建設課長	古我知 清 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長	稲福 幸三 君	係 長	前田 孝 君
-------	---------	-----	--------

6. 議事日程（第1号）

日程第1号	議案第1号	エーガイ林道開設工事請負契約の変更について
日程第2号	議案第2号	謝名城林道開設工事請負契約の変更について
日程第3号	議案第3号	塩屋漁港第一護岸工事請負契約の変更について
日程第4号	議案第4号	大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第5号	議案第5号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第6号	議案第6号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第7号	議案第7号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
日程第8号	議案第8号	大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第9号	議案第9号	昭和59年度大宜味村一般会計補正予算
日程第10号	議案第10号	昭和59年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算
日程第11号	議案第11号	昭和59年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算
日程第12号	議案第12号	昭和59年度大宜味村老人保健特別会計補正予算
日程第13号	議案第13号	大宜味村職員の給与に関する条例
日程第14号	議案第14号	現業職員の給与の種類及び基準に関する条例

日程第15号 昭和59年議案第77号 大宜味村課設置条例

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第1号から日程第14 議案第14号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時55分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

3番退場。

これより議案第1号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第2号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第3号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

3番入場。（午後1時57分）

これより議案第4号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第5号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第6号の質疑に入ります。

発言を許します。
質疑ありませんか。
質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
これより議案第7号の質疑に入ります。
発言を許します。
質疑ありませんか。
質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
これより議案第8号の質疑に入ります。
発言を許します。
質疑ありませんか。
質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
これより議案第9号の質疑に入ります。
発言を許します。
質疑ありませんか。
質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
これより議案第10号の質疑に入ります。
発言を許します。
質疑ありませんか。
質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
これより議案第11号の質疑に入ります。
発言を許します。
質疑ありませんか。
質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
これより議案第12号の質疑に入ります。
発言を許します。
質疑ありませんか。
質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
これより議案第13号の質疑に入ります。
発言を許します。
質疑ありませんか。
質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
これより議案第14号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩（午後 2 時 07 分）

再 開（午後 2 時 10 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

3 番退場。

これより議案第 1 号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 1 号 エーガイ林道開設工事請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第 2 号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 2 号 謝名城林道開設工事請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第 3 号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 3 号 塩屋漁港第一護岸工事請負契約の変更について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

3番入場。(午後2時12分)

これより議案第4号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第5号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号 大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号 昭和59年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号 昭和59年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号 昭和59年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号 昭和59年度大宜味村老人保健特別会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号 大宜味村職員の給与に関する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後 2 時20分)

再 開 (午後 2 時22分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

昭和59年議案第77号 大宜味村課設置条例を議題といたします。

本案に対し総務委員長の報告を求めます。

○ 総務委員長(山川正行君) 総務委員会の審査結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されておりました議案第77号 大宜味村課設置条例につきましては、2月8日に審議いたしました結果原案どおり可決されたことをご報告申し上げます。

○ 議長(玉城一昌君) おはかりいたします。

只今の委員長報告については質疑討論を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告に対する質疑討論は省略されました。

これより昭和59年議案第77号 大宜味村課設置条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議決の結果生じた字句数字その他の整理については議長に委任することに決しました。

以上をもって本議会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、これをもって昭和60年大宜味村議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後2時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員 (11番) 山 川 正 行

署名議員 (12番) 前 田 貞四郎